

○財務省告示第三十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成二十八年一月二十日に発行した割引短期国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月四日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第五百八十三回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本銀行による借換えのための引受け
五	発行額	額面金額で一兆二千百九十五億円
六	最低額面金額	千円
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
八	発行日	平成二十八年一月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき百円七錢三厘
十	償還期限	平成二十九年一月二十日

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当 た  
成 本 面 還 たる だ  
二 銀 金 金 る し  
十 行 額 額 を と き、  
八 百 円 支 払 は、 償  
年 円 に う。 その 還  
一 つ き 翌 営 業 日 期  
月 百 円 営 業 日 が 銀  
二 百 円 業 日 行 休  
十 日 日 業 日 業 日  
日 日 日 日 日 日 日 日